

兵庫県本人確認情報等保護審議会の審議事項

項 目	内 容
本人確認情報等の利用 (法第30条の15、15の2、44の6)	本人確認情報等の利用事務、利用のあり方等について、知事の諮問により調査審議する。
本人確認情報等の提供 (法第30条の13、25、44の7、44の13)	本人確認情報等の提供事務、提供のあり方等について、知事の諮問により調査審議する。
安全確保措置 (法第30条の24、44の13)	安全確保措置の改善方策等について、知事の諮問により調査審議する。
苦情処理 (法第30条の36、44の13)	苦情処理の改善方策等について、知事の諮問により調査審議する。
中止命令事前意見聴取 (法第30条の38第5項)	知事が住民票コードの記録された民間のデータベース構築事案等に中止命令を発するとき、事前に、知事の意見聴取に応じて意見を述べる。
制度上、運用上の建議 (法第30条の40第2項)	制度上・運用上改善すべきと認める点について、知事に建議する。
本人確認情報等の漏えい等の防止に必要な措置 (条例第8条第3項)	知事が本人確認情報等の漏えい等の防止に必要な措置を講じた事案と同種の事案に対して今後講ずべき措置について調査審議する。
不服申立て (条例第9条)	本人確認情報等についての個人情報の保護に関する条例に規定する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る行政不服審査法による不服申立てがあったときに調査審議する。